



●発行/杉並区 ●編集/広報課
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
区の代表電話は ☎3312-2111
FAX 3312-9911(広報課直通)
http://www.city.suginami.tokyo.jp/
☎ 3312

広報 すぎなみ

平成15年 1 / 21 NO.1625

特集号
用途地域等の見直し

〈発行日〉毎月1日・11日・21日

個性と魅力あるまちを次の世代へ 用途地域が一部変わります

用途地域等見直しの「杉並区素案」がまとまりました

2月3日(月)から説明会が始まります

杉並区は、自然豊かな住環境と商業・産業・文化などの都市の持つ活力が調和し、区民の多様なくらしに対応できる、個性と魅力ある都市をめざしています。そのためには、住宅・店舗などの住み分けを図り、建物も周囲との調和を考えて建てなければなりません。

建物の建て方や土地の利用の仕方などをコントロールする都市のルールとして、都市計画で定める用途地域等の地域地区制度があります。今回の用途地域等の見直しは、杉並区が「杉並区21世紀ビジョン」

に掲げる将来都市像「区民が創る『みどりの都市』すぎなみ」を都市計画の面から実現していくためのものであり、同時に、東京都の「東京の新しい都市づくりビジョン」の実現をめざすためのものです。

この特集号では、先頃まとまった区の素案や各地区(各会場)で開かれる説明会の日程などについてお知らせします。

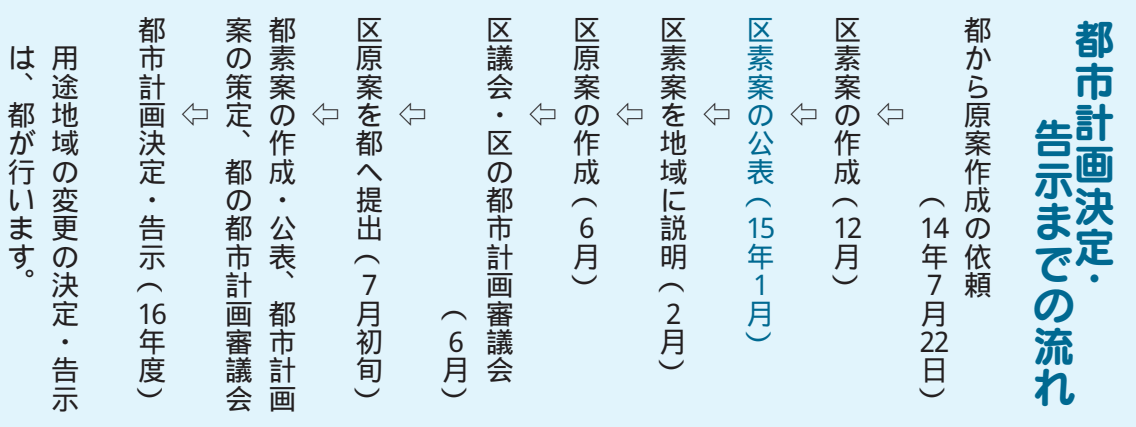
問い合わせは、都市計画課へ。
(区の素案の地図は中面にあります。)

今回の見直しの基本的考え方

今回の用途地域等の見直しは、「杉並区21世紀ビジョン」及び「杉並区まちづくり基本方針(杉並区都市計画マスタープラン)」に基づく初めての見直しです。ゆとりある良好な住宅地を維持・保全し、また、多様な都市型サービスを提供できる活力ある生活拠点の形成を図るため、都市計画の基本である用途地域等でどのように規制・誘導していくかが重要な課題となっています。

また、今回の用途地域等の見直しに当たっては、地区の課題にきめ細かく対応し、地域の特性に応じためざすべき市街地像を実現するため、「地区計画の原則化」が掲げられています。このことは、区民主体のまちづくりの重視であるとともに、地域での用途あるいは建ぺい率、容積率の緩和は、地域の将来像を見据えた上で地区計画により行うことをめざしていくという考えです。

杉並区素案は、以上の基本的な考え方を踏まえ、昨年8月に策定した「用途地域等見直しに係る杉並区方針」に基づきまとめたものです。



説明会の日程・会場

月日	会場 A	会場 B
2月3日(月)	井草地域区民センター 〔下井草5 7 22〕	方南区民集会所 〔方南1 27 8〕
4日(火)	荻窪地域区民センター 〔荻窪2 34 20〕	
6日(木)	西荻地域区民センター(勤労福祉会館)〔桃井4 3 2〕	和田区民集会所 〔和田2 31 21〕
7日(金)	上高井戸区民集会所 〔上高井戸1 15 5〕	梅里区民集会所 〔梅里2 34 20〕
12日(水)	久我山会館〔久我山3 23 20〕	
13日(木)	高井戸地域区民センター 〔高井戸東3 7 5〕	
14日(金)	高円寺地域区民センター(セッション杉並)〔梅里1 22 32〕	四宮区民集会所 〔上井草2 28 13〕
17日(月)	阿佐谷地域区民センター 〔阿佐谷南1 47 17〕	西荻南区民集会所 〔西荻南3 5 23〕
18日(火)	浜田山会館〔浜田山1 36 3〕	本天沼区民集会所 〔本天沼2 12 10〕
20日(木)	男女平等推進センター(ゆう杉並)〔荻窪1 56 3〕	下高井戸区民集会所 〔下高井戸3 26 1〕
21日(金)	高円寺北会議室(旧高円寺北出張所)〔高円寺北3 25 9〕	
24日(月)	永福和泉地域区民センター 〔和泉3 8 18〕	
25日(火)	杉並公会堂〔上荻1 23 15〕	

開催時間は、いずれも午後7時からです。終了は午後8時30分を予定しています。

説明会の内容は、会場AもBも同じです。

各会場とも駐車場がありませんので、車での来場はご遠慮ください。

二〇〇会場で説明会を開催

区では、用途地域等の見直しに当たって区民の皆さんのご意見・ご要望をお聞きしたいと考えています。そこで、この素案についての説明会を、2月3日(月)から2月25日(火)までの間二〇〇会場でを行います。お近くの会場へぜひご来場ください。説明会の日程・会場は左表のとおりです。